

基本的な考え方

当社は、生活者として社会と融合し、社会と価値観を共有しながら、事業を通して新しい価値を提案し、人々の健康と幸せな生活を実現するという考え方を「Social IN（ソーシャル・イン）」と呼び、すべての活動の経営理念（基本思想）としています。

当社は、この経営理念のもと、オリンパスグループの有効性と効率性ならびに財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善を

図っています。加えて、社会の多様な価値観や期待を経営に取り入れていくことが、企業の社会的責任を果たすことにつながるものと考え、幅広いステークホルダーとの対話を通じ、社会への責任を果たしながら、社会とともに持続可能な成長を目指しています。当社の取締役会経営陣は、この経営理念に基づく「オリンパスグループ企業行動憲章」がすべての役員および従業員の間で遵守されていることを定期的に検証し、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に取り組んでいます。

企業統治の体制

● 企業統治に関する基本方針

当社では、取締役会の議長は業務執行を行わない取締役が務めることで業務執行と監督が明確に分離された体制を構築しています。また、任意の指名委員会および報酬委員会を設置し、いずれも過半数を独立社外取締役で構成し、独立社外取締役が委員長を務めています。

取締役の選任にあたっては、取締役会全体において、経験、知識、能力等における多様性に配慮するとともに、自らの義務と責任を全うするために取締役会に対して十分な時間を確保するよう定めています。

● 体制の概要

取締役会は10名の取締役で構成し、半数の5名が社外取締役です。当社は取締役会を原則として毎月1回開催することにより、経営執行の責任者である社長から提案される経営上重要な事項について承認と業務執行の適切な監督を実施することとしています。取締役の任期は1年とし、成果を毎年評価することでその責任の明確化を図っています。社外取締役5名には、取締役会において独立的な立場から意思決定や監督を行うにあたり、各取締役が有する専門知識を当社の経営に活かすことを期待しています。なお、取締役会からは、経営執行会議もしくは社長の段階で決定した事項についても報告を要請しており、情報伝達およびモニタリング面での機能強化を図り、経営の健全性が確保される仕組みを構築しています。

さらに、執行役員制により、取締役会の経営意思決定および業務執行状況の監督機能と、執行役員の業務執行機能

を分離するとともに、あわせて社長等の在任期間、取締役・執行役員の上限年齢を制定することにより、役員の長期在任による不正を防止する体制を整備しました。また、当社は、重要事項についての審議を通じて、社長による意思決定を補佐するため、経営執行会議を原則として毎月3回開催することとしています。経営執行会議は社長および各機能部門等の長で構成することに加え、監査役およびチーフコンプライアンスオフィサー（CCO）等がオブザーバーとして参加することにより、執行部門への監督機能の強化を図っています。

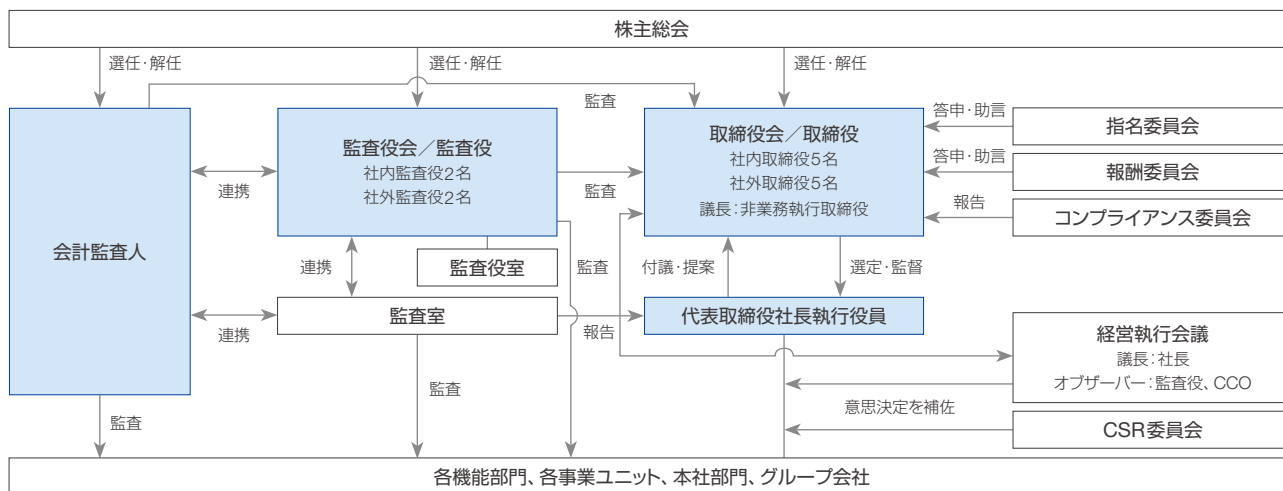
● 任意の委員会の設置

当社は監査役会設置会社の組織形態を採りつつ、独立委員会として指名委員会および報酬委員会を設置することで指名委員会等設置会社型のガバナンス体制もとり入れる等、任意に統治機能の充実を図っています。また、コンプライアンス体制を監督し改善するための組織として、社外取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。

ガバナンス体制一覧（2015年6月26日現在）

形態	監査役会設置会社
執行役員制度の採用	有
取締役の人数	10名
うち、社外取締役の人数	5名
取締役の任期	1年
監査役の数	4名
うち、社外監査役の人数	2名
独立役員の数	7名
報酬決定における社外取締役の関与	有
取締役会の当期開催回数	17回
業績連動報酬制度	有

コーポレート・ガバナンス体制図



各委員会の構成および議長の属性

	全員数	社内取締役	社外取締役	委員長（議長）
取締役会	10名	5名	5名（全員が独立役員）	非業務執行取締役
指名委員会	3名	1名	2名	社外取締役
報酬委員会	3名	1名	2名	社外取締役
コンプライアンス委員会	4名	—	2名	社外取締役

社外取締役および社外監査役

当社は、取締役10名のうち半数の5名を社外取締役とすることで、客観的な視点と豊富な経験や知識を経営に反映し、コーポレート・ガバナンス体制を強化しています。さらに監査役4名のうち2名を社外監査役とし、経営監視の客観性と公正性を高めています。

社外取締役および社外監査役は、取締役会において監査室による内部監査に関する報告を受けるほか、社外監査役は監査役会において監査室および会計監査人それぞれから報告等を受けることに加え、監査室および会計監査人と一堂に会して意見交換を行う等の連携を図っています。なお、全社外取締役5名および全社外監査役2名の合計7名を独立役員として指定しています。

社外取締役	選任の理由	取締役会出席状況（17回開催）	
後藤 卓也*	花王株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映するため	17回／17回	
蛭田 史郎*	旭化成株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映するため	17回／17回	
藤田 純孝*	伊藤忠商事株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映するため	17回／17回	
西川 元啓*	新日本製鐵株式会社（現 新日鐵住金株式会社）での経営者としての豊富な経験と幅広い知識および弁護士としての幅広い知識を当社の経営に反映するため	17回／17回	
鵜瀬 恵子*	公正取引委員会での豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映するため	17回／17回	

社外監査役	選任の理由	取締役会および監査役会の出席状況	
		取締役会 （17回開催）	監査役会 （26回開催）
名古屋 信夫*	公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識を当社経営の監査に反映するため	17回／17回	26回／26回
名取 勝也*	サン・マイクロシステムズ株式会社、株式会社ファーストリテイリングおよび日本アイ・ビー・エム株式会社での経営者および弁護士としての豊富な経験と幅広い知識を当社経営の監査に反映するため	16回／17回	26回／26回

*は独立役員です。

監査役と監査役会の機能強化

当社は、監査役制度を採用しており、4名の監査役のうち2名を社外監査役とし、さらに、2名の常勤監査役のうち1名を社外から招聘することで、経営への監督機能の強化を図っています。また、監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき専任の使用人を配置しています。監査役会は取締役

役会と同じく原則として毎月1回開催することとしています。

監査役は監査役会規程および監査役監査基準に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議に出席するほか、取締役や執行役員との定期的な意見交換を実施し、特に代表取締役とは原則年4回の意見交換を実施することとしています。

役員報酬

役員報酬については、株主総会において取締役および監査役の月額報酬、取締役の賞与の上限枠を決議いただいています。

取締役の報酬等は、過半数を独立性の高い社外取締役で構成する報酬委員会の答申を経て、取締役報酬規程に従い

取締役会が決定します。監査役の報酬等は、その枠内で監査役会において決定します。なお、監査役は業務執行から独立した立場にあるため賞与および株式報酬型ストック・オプションは支給していません。

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数(人)
		基本報酬	賞与	ストック・オプション	退職慰労金	
取締役(社外取締役除く)	369	273	50	47	—	5
監査役(社外監査役除く)	56	56	—	—	—	2
社外役員	120	120	—	—	—	11

● 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、月例報酬、賞与、株式報酬型ストック・オプションにより構成されています。なお、社外取締役については月例報酬のみを支給しており、賞与および株式報酬型ストック・オプションは対象としていません。取締役賞与については、業績に対する連動性をより高めることを目的とし、2015年3月期より「利益連動給与」を導入しています。

利益連動給与の算定方法

具体的には、下記方法に基づき算定の上、支給額を確定し支払います。

1 総支給額

総支給額 =

$$\{(2016年3月期連結営業利益 - 150億円) \times 0.0544\% + (2016年3月期連結当期純利益 - 10億円) \times 0.0458\% \} \times (\text{対象となる取締役の役位ポイントの総和} \div 96) (1万円単位四捨五入)$$

2 個別支給額

個別支給額 =

$$\text{総支給額} \div \text{対象となる取締役の役位ポイントの総和} \times \text{役位ポイント}$$

各取締役への個別支給額は上記 1 に基づき計算された総支給額を、役位ごとに定められた下記ポイントに応じて按分された金額です(1万円単位四捨五入)。

役位ごとのポイント

取締役会長	取締役 社長執行役員	取締役 副社長執行役員	取締役 専務執行役員	取締役 常務執行役員	取締役 執行役員
24	28	20	16	12	9

内部統制

当社および子会社の取締役ならびにその使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

● コンプライアンス委員会

コンプライアンス体制を監督し改善するための組織として、社外取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しています。

● CSR委員会

社長をCSR責任者とし、担当役員を委員長とするCSR委員会を設置し、オリンパスグループにおけるCSR活動の取り組み内容、目標設定および評価等を行うため定期的に開催します。

● 監査室

社長直轄の監査室を設置し、監査室は内部監査規程に基づき、業務全般に関し法令、定款および社規則の遵守状況、職務執行の手続きおよび内容の妥当性等につき、当社および国内子会社の内部監査を実施します。

当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1 当社は、取締役会および経営執行会議等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続きの適正な運用により、オリンパスグループの事業リスクの管理を行います。
- 2 当社は、品質、製品安全、輸出管理、情報セキュリティ、安全衛生、環境、災害等のリスクに関して、それぞれ所管する部署を定め、社規則や標準を制定し、オリンパスグループとして予防的リスクマネジメントに取り組むとともに、教育・指導を行うことにより管理します。

- 3 当社は、CSR委員会においてリスクマネジメントに関する計画および施策の報告ならびに審議を行い、オリンパスグループのリスクマネジメント体制の確立、維持を図ります。また、リスクマネジメントおよび危機対応規程に従い、当社および子会社担当部門においてリスクの把握、予防に取り組むとともに、有事の際、速やかに対処できる体制としています。震災、火災および事故等の災害ならびに企業倫理違反等の重大なリスクが発生した場合、担当部門は、社長をはじめとする執行役員会議メンバーおよび関係者に緊急報告を行い、社長が対策を決定します。

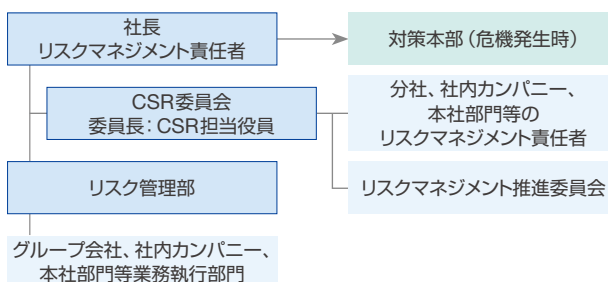
当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1 取締役会は、オリンパスグループの経営目標を定めた中長期の経営基本計画およびその実行計画である年度事業計画について承認します。また、取締役会は年度事業計画の進捗評価のために業績等につき定期報告を受けます。
- 2 取締役会は、代表取締役およびその他の業務執行取締役の職務の分担を決定するほか、執行役員の職務の分担について承認します。また、その職務の執行状況について報告を受けます。
- 3 取締役会は、決裁規程や組織規程等の社規則により、経営組織および職務分掌ならびに各職位の責任と権限について承認します。また、主要な経営組織から職務の執行状況について報告を受けます。
- 4 当社は、子会社の取締役の職務が効率的に行われるように、グループファイナンス規程を定め、日本、米州、欧州、アジアの地域毎にキャッシュマネジメントシステムを導入しています。

危機管理体制

オリンパスでは、社長をCSR責任者とし、担当役員を委員長とするCSR委員会の一つの機能として、リスクマネジメントに取り組み、平時におけるリスク低減と危機の未然防止に努めるとともに、重大危機発生時に適切に対応する体制を整えています。また、2012年10月には従来の危機管理室をリスク管理部に組織変更し、リスクマネジメント体制のさらなる強化を図っています。

リスクマネジメント体制



情報開示に関する考え方

当社は、法令に基づく適切な開示のほか、意思決定の透明性・公平性の確保と、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するため、ホームページやアニュアルレポート、株主通信、任意での適時開示等、さまざまな形で主体的な情報発信を行っています。その際、取締役会はすべての情報開示において利用者にとって分かりやすく、価値の高い記載となることを心がけており、また当社の外国人株主比率の高さに配慮して情報開示の大半を英語化する等の対応を実施しています。

●ステークホルダーとのコミュニケーション

当社は、社長や財務担当役員、各事業のトップ、社外取締役等の経営陣が積極的に株主との対話を実施するとともに、株主の意見を経営にフィードバックする体制を整備しています。また、当社の経営方針は、経営陣幹部が株主総会や株主との面談の場で株主に対して直接説明しているほか、決算発表やアニュアルレポート、当社ホームページ等を通じて株主に分かりやすい形で明確に説明を行っています。

また、株主の権利を確保するために、招集通知の早期発送や情報の充実、英訳版も含めたホームページへの掲載等、外国人株主を含めたすべての株主に対して平等に情報を提供し、権利行使のための十分な情報と検討期間が確保できるよう配慮しています。

IR活動状況

2015年3月期におけるIR活動状況は以下の通りです。

活動	回数	内容
機関投資家・アナリスト向け説明会	4回	決算実績、業績見通しを中心に四半期ごと（5月、8月、11月、2月）の決算説明会を開催
施設見学会・勉強会	3回	工場・修理センター・トレーニングセンター等における見学会・勉強会を実施
海外機関投資家説明会	4回	四半期ごとの決算発表日当日に海外の機関投資家と電話会議によるミーティングを実施
海外ロードショー	5回	社長およびCFOが海外の機関投資家を直接訪問し、ミーティングを実施
個人投資家説明会	11回	証券会社各支店において説明会を開催
IR資料のホームページ掲載	随時	決算情報をはじめとする適時開示資料、アニュアルレポート、株主通信、有価証券報告書または四半期報告書、知的財産報告書、ファクトブックを掲載しているほか、CSR、環境活動についても掲載

コーポレートガバナンス・コードへの対応について

政府の成長戦略『日本再興戦略』改訂2014を受けて、上場会社の実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するための諸原則を取りまとめた「コーポレートガバナンス・コード」が、2015年3月に策定されました。

オリンパスは2012年の新経営体制発足以降、コーポレート・ガバナンス体制の強化を最重要の経営課題の一つに位置づけ、積極的に取り組みを進めてきました。今回のコード制定にあたって、その趣旨に賛同し、

コードを踏まえた「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を新たに策定するとともに、コードの原則をすべて実施すべく速やかに対応を進めています。

当社はコード原則を踏まえた「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定し、当社ホームページやコーポレート・ガバナンス報告書等でその全文を公表しています。

WEB コーポレートガバナンスに関する基本方針：

<http://www.olympus.co.jp/jp/ir/policy/governance/>

取締役会評価

当社は、取締役会において、取締役会全体の実効性を高め、企業価値向上に資することを目的として、第三者の視点も含めた分析および評価を実施し、その結果の概要を公表しています。

WEB 取締役会の実効性評価: <http://www.olympus.co.jp/jp/ir/policy/governance/>

評価の方法

取締役会および各委員会（指名委員会・報酬委員会）の実効性や投資家および株主との関係等に関する質問票をすべての取締役および監査役に配布し、回答を得ました。取締役および監査役の回答および外部コンサルタントの意見を踏まえ、当社取締役会は取締役会の実効性に関する分析および評価を行いました。

取締役会評価の質問票の大項目

1. 取締役会の構成	6. 社外取締役に対する支援体制
2. 取締役会の運営状況	7. 監査役役割・監査役に対する期待
3. 委員会の構成と役割（指名委員会・報酬委員会）	8. 投資家・株主との関係
4. 指名委員会の運営状況	9. ガバナンス体制・取締役会の実効性全般
5. 報酬委員会の運営状況	

取締役会の実効性に関する分析および評価の結果

多様な経験や専門性を持つ社外取締役が半数以上を占める取締役会において、事前説明会や工場・研究所見学の実施等、社外取締役および監査役に対する十分な支援が行われること等によって、監査役も含めた活発な議論が行われていることを確認しました。また、各委員会（指名委員会・報酬委員会）もその求められる役割を適切に果たしていることを確認しました。以上から、当社の取締役会において、経営上重要な事項の承認と業務執行の監督を適切に行うための実効性が十分に確保されていると当社取締役会は評価しました。

一方、当社取締役会は、リスク対応やコーポレート・ガバナンス体制の改善およびコンプライアンス問題への対応等の当社の置かれた状況から緊急を要する重要課題に議論が集中している傾向があると認識しました。また、投資家および株主との関係においては、当社の長期的な競合状況やコーポレート・ガバナンスの改善状況等を資本市場に伝える努力を行っているものの、その結果である投資家および株主の当社に対する評価について、体系的かつ全体感を伴った形での取締役会へのフィードバックが不足していると認識しました。

分析および評価を踏まえた今後の課題およびその対応

上述の分析および評価を踏まえ、当社は特に以下の課題への対応に注力し、取り組んでいきます。

取締役会における中長期の経営課題に関する議論の充実	取締役会における中長期の経営課題に関する議論をさらに充実させていきます。特に、2016年3月期は新たな中期計画の策定の期にあたることから、事業における中長期的な競争状況や市場動向を踏まえた重要課題についての議論を充実させていきます。また、その一環として、経営執行会議との関係において、取締役会付議報告案件の見直しも検討していきます。
資本市場（投資家・株主）の当社への評価に関する取締役会へのフィードバックの充実	個別の投資家および株主の当社への評価や全般的なIR活動の報告にとどまらず、執行側の分析および対応方針も含めた、体系的かつ全体的な資本市場（投資家・株主）の当社への評価について取締役会へのフィードバックを実施していきます。